

別紙

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）医療施設運営費等補助金（重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業（地域への定着支援事業））交付要綱

（通則）

1 令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）医療施設運営費等補助金（重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業（地域への定着支援事業））については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年厚生労働省令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

2 今後も一定の定住人口が見込まれるもの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域（以下「支援区域」という。）と設定した上で、支援区域において診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、一定期間の地域への定着を支援することにより、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

（交付の対象）

3 この補助金は、令和 7 年 3 月 5 日医政発 0305 第 13 号厚生労働省医政局長通知の別添「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業実施要綱」に基づき実施する事業を交付の対象とする。

（1）都道府県が行う支援区域における診療所の承継・開業支援事業（地域への定着支援事業）

（2）診療所の開設者が行う支援区域における診療所の承継・開業支援事業（地域への定着支援事業）に対し、都道府県が補助する事業

なお、（1）又は（2）の診療所に市町村が主体的に追加支援等を行う場合は国の採択の際に配慮する。

（交付額の算定方法）

4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする（ただし、算出された額の合計額が予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。）。

（1）都道府県が実施する場合

ア 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較して最も少ない額に 9 分の 4 を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

（2）都道府県が補助する場合

ア 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に 3 分の 2 を乗じて得た額と都道府県が補助した額（アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の 3 分の 3 から 3 分の 2 の範囲とする）とを比較して少ない方の額に 3 分の 2 を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1 か所当たり次により算出された額の合計額 (1) ア. 診療日数 1 ~ 129 日 6,200 千円 + (71 千円 × 実診療日数) イ. 診療日数 130 ~ 259 日 6,200 千円 + (77 千円 × 実診療日数) ウ. 診療日数 260 日以上 6,200 千円 + (87 千円 × 実診療日数)	診療所の地域への定着に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 報償費 旅費 備品費（単価 50 万円未満に限る。） 消耗品費 材料費 印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 社会保険料 雑役務費
(2) 訪問看護による加算額 25,000 円 × 訪問看護日数	

	委託費
--	-----

(交付の条件)

- 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
 - (5) 民間団体にあっては、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
 - (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
 - (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
 - (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。
補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第4号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
 - (9) 事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、第3号様式により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一支社、一所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

(11) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(12) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には（1）から（10）に掲げる条件（この場合において（1）から（4）、（6）及び（10）中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、（5）中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と読み替えるものとする。）を付さなければならない。

(13) （12）により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(14) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させことがある。

(15) 本補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

（申請手続）

6 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 補助金用に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 補助事業者は、第1号様式による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (1) 以外の場合

都道府県知事は、第1号様式による申請書に関係書類を添えて、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、いずれの場合も、申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該補助金に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率等を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においてはこの限りではない。

（変更申請手続）

7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、令和8年1月31日までに行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

8 厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

（補助金の概算払）

9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払することができる。

（実績報告）

10 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

（1）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合
ア 補助事業者は、第2号様式による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
イ 都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、事業の完了の日から起算して1月を経過した日、（5の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（2）（1）以外の場合

都道府県知事は、第2号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（5の（3）により事業の中止又は廃止の

承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、いずれの場合も、6に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出するに当たって、当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかになったときには、これを補助金から減額して報告しなければならない。

（補助金の返還）

11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

12 特別の事情により4、6、7及び10に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。